

## 地域における見守りや支えあい活動の推進と地域包括ケア体制及び 地域の子ども・子育て支援について

### I 地域における見守りや支えあい活動の推進と地域包括ケア体制について

区は、誰もが住み慣れた地域で尊厳を持って最後まで暮らし続けることができることを目指して、平成29年3月に、「中野区地域包括ケアシステム推進プラン」を策定した。

これに基づき、区と区民と関係団体や機関がそれぞれの役割を果たしながら連携し、さらなる住民意識の醸成、多様な活動主体の活性化とネットワークづくり、一体的なケアの提供体制の充実等を図り、主要課題である、医療介護連携、認知症施策、生活支援・介護予防、地域で生活する一人ひとりのニーズに的確に対応できるよう、取り組んでいく。また、次のステップとして、子育て世帯や障害のある方などすべての人に対するプランを策定する。

#### 1 中野区がめざす地域包括ケアシステム

##### (1) 目標とするまちの姿

地域包括ケアシステムとは、地域の実情に応じて、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいい、中野区は、地域包括ケアシステムの構築により、以下のまちの姿を目標とする。

- ① 見守り、支えあい活動で支援が必要な人が把握されているまち
- ② 本人の意思が尊重され、権利が守られているまち
- ③ みんなで介護予防に取り組んで、健康寿命を伸ばしているまち
- ④ 在宅でも安心して医療を受けられるまち

##### (2) 地域包括ケアシステムの構成要素

中野区の地域包括ケアシステムは、以下の八つの構成要素から成り立つと考え、この構成要素を柱として取組みを進めていく。

(中野区地域包括ケアシステムの八つの柱)

柱1 本人の選択／権利擁護

柱2 住まい・住まい方

- 柱3 健康・社会参加・就労
- 柱4 地域の見守り支えあい
- 柱5 介護・生活支援サービス
- 柱6 医療
- 柱7 相談、コーディネート機能及びケアマネジメントの質の向上
- 柱8 認知症対策

### (3) 地域の見守り支えあい活動

#### ①地域支えあい活動の推進に関する条例（平成23年4月施行）

##### ア 基本理念

区民が安心して暮らすことのできる地域の実現のため、区が主体的にその推進にあたりるとともに、区、関係機関、地域住民、事業者等が相互に連携を図る。

##### イ 支えあい活動の定義

- ・支援を必要とする人の異変の早期発見、行政への通報活動
- ・支援を必要とする人に対する町会・自治会、民生児童委員による見守り活動
- ・支援を必要とする人に対する近隣関係による日常生活上の簡易な支援、ボランティア活動

##### ウ 区民、事業者の役割

区民は、安心して暮らせる地域社会を実現するために、その意義を理解し、支えあい活動を主体的に行うよう努める。

事業者は、事業活動中に異変の通報等、地域の支えあい活動への協力を努める。

##### エ 個人情報提供

見守りの必要度が高いと考えられる以下の対象者の情報（見守り対象者名簿）を、希望のある町会・自治会等に提供を行なうことができる。

##### オ 名簿登載対象者

- ・70歳以上の単身者、75歳以上の方のみの世帯
- ・身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者
- ・児童及びその保護者で区長が必要と認めた者 ※希望者のみ。

##### カ 提供する情報

氏名、住所、年齢、性別及び本人が提供を希望する支えあいに関する情報

#### ②地域支えあいネットワーク会議

区民活動センター単位に、地域の見守り支えあいに関する団体の活動状況の共有や意見交換会を行っている。

#### ③事業者との協力

水道局、セブンイレブン・ジャパン、郵便局、その他各種の事業者と、業務中に異変を発見した場合の通報や、見守り支えあい活動の広報及び啓発活動に対する協力関係を結んでいる。

平成29年度中に、セブンイレブン・ジャパンにおいて「認知症サポーター講

座」の受講を予定しているほか、事業者連絡会を開催し、情報や課題の共有等を行って行く予定である。

(4) 中野区の地域包括ケア体制

10 ページ「中野区地域包括ケア体制図（高齢者対象）」参照

11 ページ「地域ケア会議（高齢者対象）のイメージ図」参照

(5) アウトリーチチームの設置

平成 29 年 4 月から区内 15 か所の区民活動センター単位で地区担当（アウトリーチチーム）を設置し、地域での活動を始めた。

① 構成員 4 名

区民活動センター職員 2 名（事務職、福祉職）

各すこやか福祉センター（兼務）地域ケア担当 1 名（保健師）

児童館職員 1 名（福祉職）

② 役割

○潜在的な要支援者の発見、継続的な見守り

○地域資源の発見

○既存の住民主体団体（町会・自治会、民生児童委員）の活性化支援

○地域の医療、介護、地域団体等のネットワークづくり

○区が求める地域包括ケアシステムの姿の共有

○新しい住民主体活動の立上げ・活動支援

○地域資源の結びつけ

③ これまでの活動内容

各すこやか福祉センター単位での連絡会をはじめ、社会福祉協議会地域担当との顔合わせ、意見交換などにより、地域の現状把握や課題の抽出などを行っている。また、各地域の自主団体等の会議に積極的に出席し、アウトリーチチームの取組みについて、周知や協力依頼をしている。

④ 今後の取組みについて

○継続的な地域資源の把握・収集

○定期的な連絡会等による情報共有

○課題解決に向けた取組み

(6) 高齢者への生活支援・介護予防の取組みについて

平成 29 年 4 月より介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を開始した。従来の介護サービスだけではなく、地域の実情に応じて多様な主体が参画し多様なサービスを充実させることで、地域の支えあい体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能にすることを目指している。

① 生活支援の現状について

これまで家事援助などの生活支援については、社会福祉協議会のほほえみサービ

スやシルバー人材センターにより行われてきている。

平成 29 年 4 月から総合事業に移行するにあたり、住民主体の訪問活動としてシルバー人材センターによる家事援助等を委託により実施することとした。

## ②介護予防事業の経過及び現状について

平成 23 年度から 28 年度までは要支援・要介護に陥るリスクの高い高齢者を対象にした二次予防事業と、活動的で元気な高齢者を対象とした一次予防事業とで構成されていたが、平成 29 年 4 月からは、総合事業の枠組みのなかで、次のような事業を行う。

ア 介護予防・生活支援サービス事業のひとつとして、要支援者及びサービス事業対象者に対して「短期集中予防サービス」を 4 つのプログラムで全 52 コース、定員 711 人で行う予定である。

イ 一般介護予防事業としては、高齢者会館を介護予防事業の拠点施設と位置づけ、従来の一次予防事業を引き継ぐとともに、新たにカラオケ体操プログラムを全 48 コース定員 960 人で実施する。

ウ 通所型の住民主体サービスとして、高齢者会館において、食事を含む取組みを委託事業として順次始めていく。

エ 介護予防に資する活動を行っている自主的な活動団体に対しては、運営費等を補助することによりその活動の広がりを支援する。

その他、明治大学等との連携事業として、介護予防講演会を予定しており、一般区民へ向けた普及啓発にも取り組んでいく。

## (7) 地域で安心して療養できる在宅医療介護連携の推進

今後の 10 年間で、在宅で療養する人は 2 倍に増加すると予想され、区では平成 24 年度から在宅医療介護連携推進協議会を設置し、在宅療養体制の整備に取り組んできた。平成 29 年度より、中野区地域包括ケア推進会議の在宅医療介護連携部会として位置づけ、さらに幅広い場での検討を進める。

### ①在宅で必要な医療を受けられる体制の整備

ア 退院後に円滑に在宅医療に繋げる相談窓口の強化

イ 急変時に対応が可能な在宅療養者緊急一時病床など緊急対応サービスの確保

ウ 地域で看取りまで行える体制の整備

### ②多職種連携の一層の推進

ア ICT を活用した情報共有

イ 多職種の対応力向上のための取組み

### ③区民への啓発、理解促進

平成 24 年度より区民向け講演会やパンフレットの発行を行ってきた。昨年度には地域包括支援センターが独自に講演会を開催したり、NPO 法人でのシンポジウムの開催など広がりを見せている。今後さらに大規模な対象へ啓発できる機会を関係団体と連携して実施し、拡大を図る。

## (8) 認知症施策の推進

厚生労働省の最新の推計では、平成 37 年には 65 歳以上の 5 人に一人が何らかの認知症の症状を有すると予測されている。区では、早期発見、早期対応と、認知症についての理解を促進し、「認知症にやさしい地域づくり」を推進する取組みを進めている。

### ①相談、医療・介護体制の充実

ア 認知症初期集中支援チームを活用した相談体制の充実

イ 若年性認知症への取組みの強化

### ②早期の気づきと認知症にやさしい地域づくり

ア 早期の認知症の気づきと受診の啓発

イ 介護予防事業における認知症予防の取組の強化

ウ 認知症に対する正しい知識の普及

エ 認知症サポーター養成講座と認知症サポートリーダー養成講座の実施等による地域対応力の向上

## II 子ども・子育て支援新制度及び地域における子ども・子育ての環境整備にかかる進捗状況と今後の取組みについて

平成 27 年 3 月に策定した中野区子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という）に基づき、「子どもたちがのびのびとすこやかに成長し、子どもを育てる喜びを感じながら、安心して子育てができるまち」の実現に向けた取組みを進めてきた。

### 1 取組みの状況

#### (1) 相談支援体制の充実

##### ①子育てコンシェルジュの配置

平成 28 年 10 月より、区役所 3 階の子ども総合相談窓口子育てコンシェルジュを配置し、子育て家庭のニーズに応じた総合的な相談・支援の充実を図った。

##### ②（仮称）総合子どもセンターの設置に向けた検討

児童相談所機能、現行の子ども家庭支援センターで実施する要保護児童等支援拠点としての虐待等専門対応機能、教育相談、若者支援機能、適応指導や就学相談機能等を併設し、各機能が有機的に連携を図ることで、子ども期から若者期における、本人や家庭における課題についての専門相談、支援、措置、家庭・社会復帰までを総合的に実施する（仮称）総合子どもセンターの設置に向けた検討を行っている。

#### (2) 妊娠期からの切れ目ない支援の充実

##### ①妊娠・不妊に係る相談支援事業

ア 不妊専門相談（平成 29 年 7 月開始）

不妊治療専門医等による個別の専門相談の実施  
年 6 回

イ ピアカウンセラー相談会（平成 29 年 7 月開始）

不妊治療経験者がピアカウンセラーとして、主にグループワークによる相談会を実施 年 6 回

ウ 妊娠を望む方への保健指導事業（平成 29 年 6 月開始）

区内産婦人科医等で受ける保健指導に対し、相談券を配布

②妊娠・出産に係る正しい知識の普及・啓発事業（平成 28 年度から実施）

若者への妊娠・出産支援事業を中野区医師会への委託により実施

ア 若年層へのライフプラン講座

イ リーフレット等の配布

③妊産期相談支援事業（トータルケア事業）

ア 妊産婦面接と支援プラン作成

妊娠届を提出した妊婦に対し、各すこやか福祉センターにおいて医療専門職による面接を実施し、必要に応じた支援プランを作成

イ 妊娠・子育て応援ギフト券の交付

妊産婦面接を実施した妊婦にギフト券を交付

④産前・産後サポート事業（トータルケア事業）

主に初めての出産を迎える妊婦を対象に助産師による指導助言や仲間づくりを目的としたサポート事業を実施

⑤産後ケア事業（トータルケア事業）

妊婦面接等を通じて、身近なところに相談・支援ができる親族がいない等、支援を必要とする状況に応じて産後のショートステイ等の利用へと繋げる。

(3) 病児保育事業（平成 29 年 5 月開始）

認可保育所等に通所する満 1 歳児から就学前の病気の回復期に至らない状態にある児童等を、総合東京病院に併設する専用施設で保育する。

(4) 子育てひろば事業

乳幼児親子の交流と仲間づくりや相談の場として、子育てしている保護者の孤立感や不安感の解消を図る子育てひろば事業を実施している。今後は、キッズ・プラザ、保育園、学童クラブ、商店街など身近な場所を活用して展開していく。

開設基準 開設日数 週 5 日以上、1 日 5 時間以上

実施場所 21 か所（すこやか福祉センター 2 か所、児童館 14 か所

U 1 8 プラザ 3 か所、地域団体等 2 か所）

(5) 中高生に対する事業

①先輩に学ぶライフデザイン応援事業（平成 29 年 9 月以降開始予定）

将来に向けた、自らの夢や進路について考えるきっかけとするため、各分野の先駆者を講師とした講演を実施 全区立中学校 11 校

②中高生活動発信応援事業（平成 29 年度事業開始）

中高生が自発的に取り組んでいる活動の成果についての発表や大会等の開催経費

に対し助成金を支給

#### (6) 子どもの育成団体の支援

青少年育成地区委員会や子ども会、子育てグループなどの育成活動団体や学校、次世代委員との連携を強めるとともに、これらの活動への助成制度を拡充するなど新たな活動の担い手の育成を進め、地域における包括的な子育て支援ネットワークの強化を図っている。

平成 29 年度より政策助成の領域 4 「子どもと子育て家庭を支援するための活動」を拡充

#### (7) 教育・保育の充実

##### ①居宅訪問型保育事業（平成 29 年事業開始）

障害・疾病等により集団保育が著しく困難である等の理由により、認可保育所等での保育を受けることができない乳幼児について、乳幼児の居宅に医療的ケアを行える者を派遣し、1対1の保育を行う。

##### ②家庭的保育事業所への給食提供（平成 29 年 6 月開始予定）

平成 29 年 6 月開始 2 事業所

平成 29 年 7 月開始 2 事業所

##### ③園庭を有しない認可保育所への支援

平成 28 年度実施 5 園（区立小学校の校庭等を活用）

## 2 事業計画の中間見直しに向けた検討

新しい中野をつくる 10 か年計画（第 3 次）の策定を踏まえ、新たに方向性を定めた事業、個々の課題等について事業計画に反映するとともに、この間の人口の推計値と実績値の差などを踏まえ、各事業の需要見込み及び確保方策についても見直しを行うための検討に着手した。

### (1) 検討の視点

#### 【視点 1】就学前教育の充実

区の就学前教育の充実に向けた検討を深めるため、子ども・子育て会議に部会を設置し専門的見地からの検討を行った。

《検討のとりまとめ内容の概要》

##### ①教育・保育の質の向上の取組み

幼稚園・保育園等、公立私立を問わず、小学校への円滑な接続を見通した就学前教育の目標を設定、共有を図り、合同研究や研修の充実等により教育・保育の質の向上を図る。

##### ②保幼小連携による教育の推進

子どもの発達や学びの連続性を確保し、幼稚園・保育園等と小学校とが双方から、成長の段階を踏まえた教育を進める。

##### ③就学前の特別支援教育の充実

個々に応じた教育機会を充実するとともに、巡回指導や情報共有のしくみなど、療育の機能強化や相談支援体制の充実により、幼稚園・保育園等、学校への支援を拡充する。

#### ④就学前教育の向上に向けて区の果たすべき役割

##### ア 教育・保育の質の向上

- ・就学前教育の目標策定と共通理解の形成、及び幼稚園・保育園等の特性を生かした豊かな教育・保育の展開促進
- ・研修の充実、研究内容の共有、人材育成等による教育・保育の質の向上
- ・就学前教育プログラムの改定及び幼児期のアプローチカリキュラムと小学校入学後のスタートカリキュラムの作成
- ・多様な教育・保育、子育て支援の拡充
- ・家庭の教育力向上への支援

##### イ 保幼小連携による教育の推進、保護者・地域との連携推進

- ・相互協議など、保幼小の連携強化のためのしくみづくりと運用
- ・保幼小連携の取組み成果等に関する普及啓発

##### ウ 特別支援教育の充実

- ・私立幼稚園、保育園等での受入れ体制整備や人的配置など財政面を含む受け入れ拡大に向けた支援
- ・乳幼児期から学齢期までの一貫した支援と早期発見・早期対応のしくみや医療機関との連携など、切れ目ない支援体制の構築
- ・療育施設の機能強化、質・量の確保、巡回指導の充実など療育の拡充
- ・障害等に係る保護者や地域の理解促進

##### エ 推進体制の確立

- ・区としての就学前教育の目標や方針の策定
- ・効果的な取組みを機動的に進める体制の強化・構築

#### 【視点2】児童相談所の設置を見据えた子育て支援施策の充実

- ①妊娠・出産・育児支援、トータルケアの充実等、子どもと子育て家庭に対する支援の充実
- ②地域の子育てコミュニティづくり支援
- ③放課後子ども総合プラン等、児童の放課後対策
- ④虐待等への対応の強化

#### 【視点3】各事業の需要見込みと確保方策の評価、見直し

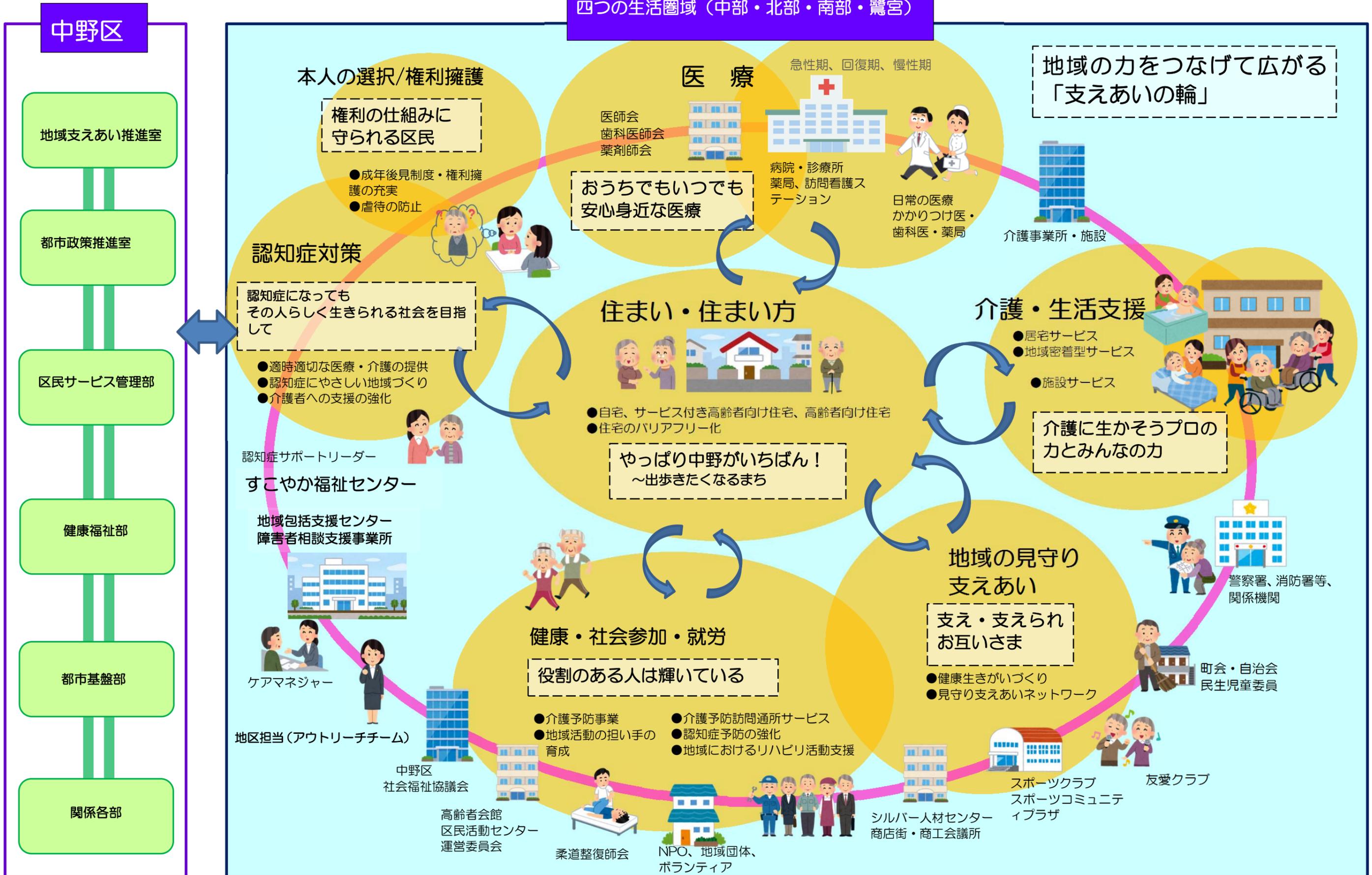
- ①教育・保育施設
- ②地域子ども・子育て支援事業

#### (2) 計画改定（中間の見直し）の進め方

- ①子ども・子育て会議における検討 6回
- ②検討スケジュール

平成29年9月 素案作成  
11月 意見交換会、案の作成  
12月 パブリックコメント手続き  
平成30年3月 計画改定

中野区の地域包括ケア体制図（高齢者対象）



# 地域ケア会議（高齢者対象）のイメージ図

